

東由利村報

1963・3・10

No.71

発行 東由利村役場
印刷 KK本間印刷所

新年度村予算9千万円を超す

定例議会・12日から

新年度予算を審議する村議会定例会は3月12日、役場に招集される。第1日目は本会議を開いて村長の

予算提案説明と一般質問が行われ、続いて議案審議に入る予定になっている。

昭和38年東由利村歳入出予算案

歳 入		
1	村	税 23,227,600
2	地 方 交 付 税	39,000,000
3	公営企業及び財産収入	5,392,000
4	分担金及び負担金	10,000
5	使用料及び手数料	2,712,600
6	国庫支出金	1,783,300
7	県庫支出金	8,030,300
8	県寄附金	1,786,000
9	繰越金	1,288,500
10	繰入金	1,300,000
11	雑収入	1,623,500
12	雑入債	4,500,000
歳入合計		90,653,800
歳 出		
1	議役	会 3,440,400
2	役 場	防 19,237,400
3	消 防	費 2,396,900
4	土 木	費 11,532,100
5	教 育	費 16,797,400
6	社 会 及 び 労 働 施 設	費 1,516,600
7	社 保 衛 生 費	1,417,000
8	産 業 経 済 費	19,108,300
9	財 産 調 査	費 5,090,900
10	統 計	費 202,300
11	統 選	費 549,200
12	公 諸 債	費 2,735,600
13	支 出	6,129,700
14	予 備 金	500,000
歳出合計		90,653,800

今回の主な提出議案は次のとおりで、うち新年度予算は別提のような内訳となっており、総額では昨年より約700万円多い9,065万円となっている。

▷収入役選任の同意を求める

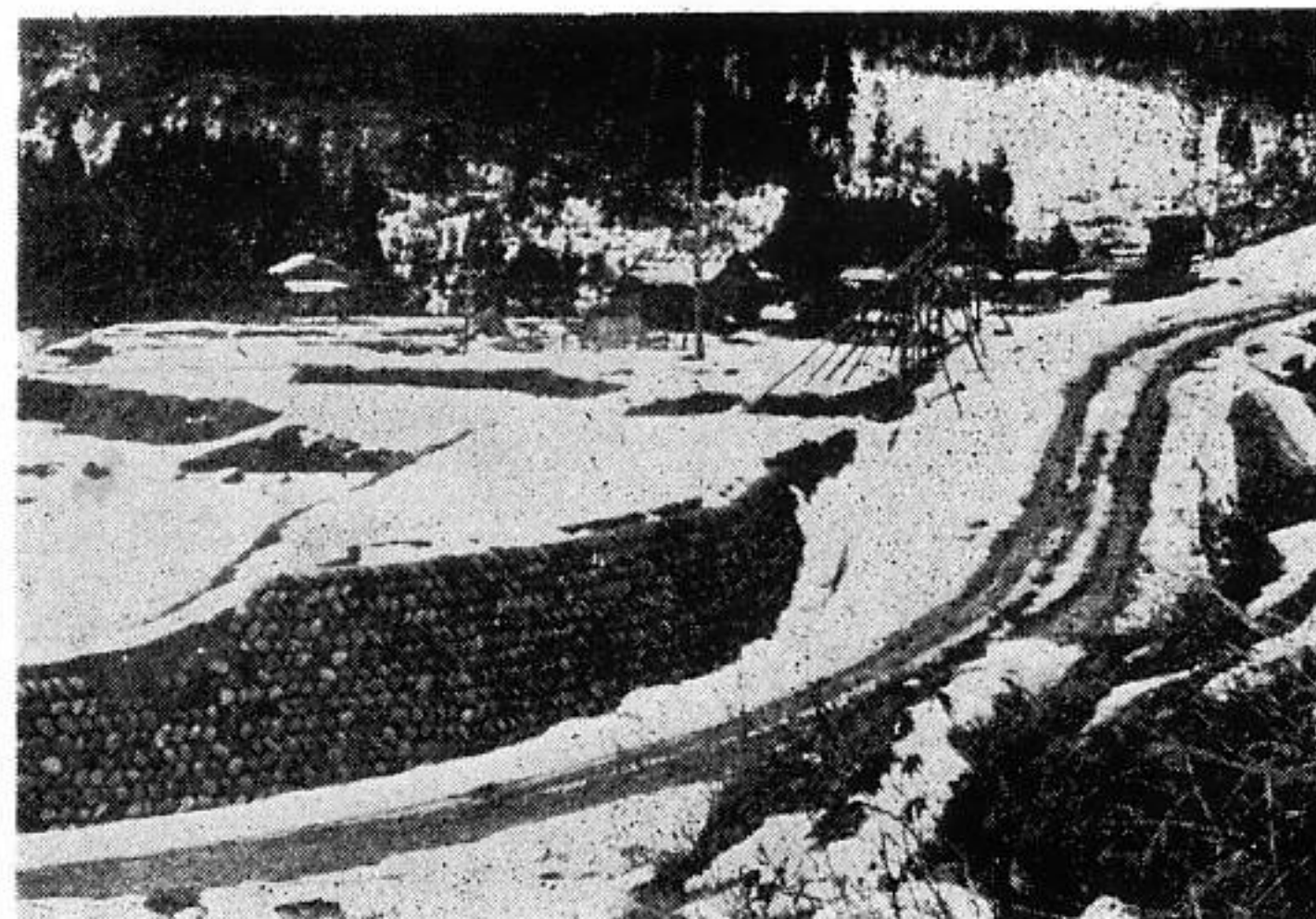
▷38年度村一般会計歳入歳出予算

▷同国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算

▷一般職職員の給与条例一部改正

▷議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例一部改正

▷特別職職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例一部改正



玉米・矢島間 基幹林道を開設

2カ年で県が施行

道路開発を村づくりの基本問題としてとり上げ、めざましい進展ぶりをみせている本村にまた一つ朗報が入った。

それは、本村と矢島町を結ぶ道路を基幹林道工事として新年度からわずか2カ年で開設しようというのである。

現在、県道とは名ばかりで長らく陽の目をみなかつた玉米・矢島線があり、このうち大吹川・須郷間の改修工事が36年度から

ようやく着手されてきたばかりで、矢島町と連絡できるまでにはそうとう長い年数を要するものと考えられていた矢先のこの朗報である。

いまのところ、地勢などの関係で道路敷をどうとるか検討中で雪消えと同時に設計調査が行われることになっており、予算は約4千8百万円見込まれている。この工事は県が施工主体となつて進められるもので、工事費は

全額の15%が村負担、他は全部国・県費によつてまかなわれる矢島と大曲を結ぶ縦断路線実現のため、もうすでに法内線の県道認定は一步手前にあるし、加えてこの基幹林道の決定によつて新路線の将来はますます明るくなつたものといいえよう。

【写真説明】

(下)は36年5月、玉米・矢島線の実地踏査を行つて改修促進を誓いあう矢島町長と東由利村長・両町村のこの願いはいまようやく実現されようとしている。(上)はいま進められている大吹川・須郷間の県道改修工事の現況＝大吹川部落地内＝



▷教育長の給与等に関する条例全部改正

▷消防団員の給与・費用弁償に関する条例一部改正

▷単純労務に雇用される職員の給与の種類・基準を定める条例の一部改正

▷村税条例等の一部改正

▷37年度村一般会計追加更正予算

▷同国民健康保険事業特別会計追加更正予算

▷同住宅改良特別会計追加更正予算

▷村固定資産評価審査委員会条例一部改正

△火葬場使用条例の制定

▷財産区有財産の処分

▷一時借入金について

館合駐在所に公衆電話

このほど館合巡査駐在所に公衆電話が設置された。事件や事政の届出はもちろん、困り事のご相談などにも村民の活用を望んでいる。なお番号は152番である。

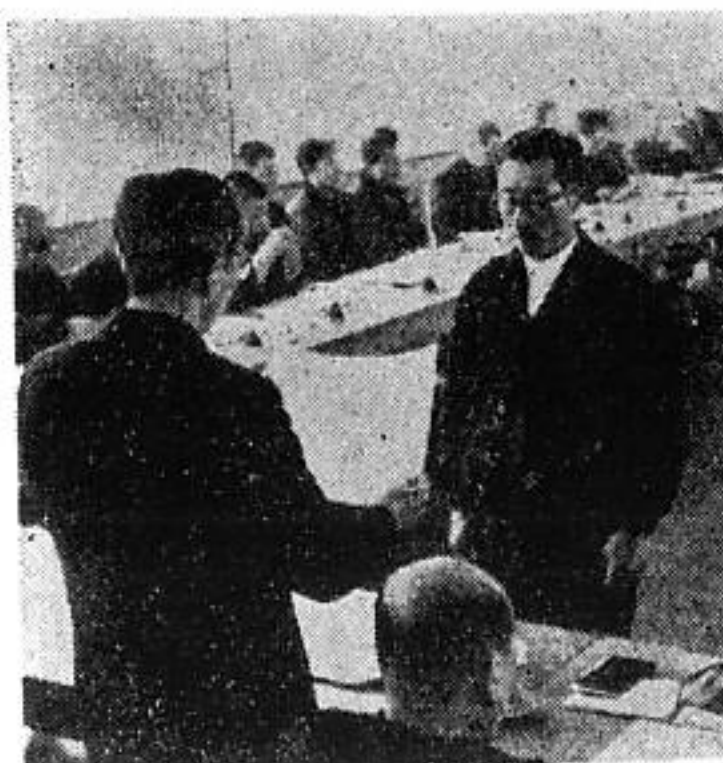
村の財政ニピンチニ

村税収納率・県で最下位

村のニガンニ……それは村税の滞納である。

村ではいつのときでも5百万円に及ぶ滞納をかかえ、この5百万円を「滞納のカベ」としてみてきたが、今年度はこれをさらに上廻って7百万円を超し、県内でも最下位の納税成績という最悪の状況になっている。

37年12月末日現在の滞納状況を別



参院選挙の優良部落表彰

昨年7月1日の参院選挙で、投票成績の向上と公明選挙の推進につとめられた優良部落の表彰と感謝状の贈呈が1月18日役場で開催された部落長会議の席上に行われた表彰及び感謝状のおくられた部落は次のとおりである。

【表彰】大台・松柴・五海保・山崎・桂台・黒沢・新処・時雨山・蔵新田・湯出野・下小路・袖山・下通・蔵

【感謝状】高屋・向田・沼・奥ヶ沢・滝の下・中の沢・葎沢

表にしておいたが、年度中の調定総額は3千万円と見込まれているので、年度末まで仮にこのままの滞納額があつたとすると調定額の約4分の1は滞納ということになる。

これでは円滑な財政執行が出来ないことは目にみえているし、また村職員が総動員で滞納整理にあたなければならないため、村の働きが一時ストップという事態がしばしばおこり、この損失もまた金に換算できない大きいものがある

「自主納税」をホゴにせず

村では先に村民の良識にうつつたえて「自主納税」にきりかえたが、これは滞納している人のために自宅までおもむくということは取扱い上公平なサービスにならない、あくまでも指定された場所で納期内に納めていただくというたてまえのものであり、住民すべてが明日の福祉につながる義務として、これからはこの「自主納税」をホゴにしないで実行していきたいものである。

村税滞納状況 (12月末現在＝単位千円)

区分	12月末現在調定額	収納額	滞納額	%
民産 資税	現年度	15,585	11,469	73.59
	過年度	2,819	799	28.34
	計	18,404	12,268	66.66
国保 税	現年度	4,493	3,481	77.48
	過年度	989	267	26.70
	計	5,482	3,748	68.37
合 計		23,886	16,016	67.05

地目が宅地なら勝手に家が建てられるか？

【問】私の家の宅地は1筆が6畝で、そのうち5畝だけ祖父の代から借りて家をたて、父の代に家をたてている5畝歩だけ買いました。残りの1畝歩は甲が甲の畑とつづきなので甲が前から小作していて父が買った時に甲も買いました。こんど甲が私の家の前の畑に家を建てるからというので承諾の判をもらいにきました。しかし、私の家は庭がせまく前に家がたつと蔭になつて干物も出来ませんのでことになりました。すると甲は自分が買った1畝歩は宅地になっているから承知しなくても家はたてられるといっています。このような時やはり私が承知しなくても建てられ

るでしょうか。

【答】自分の所有している農地や自分が借りている農地に家などを建てて農地以外のものに転用するときは、農地法第4条の許可が必要であり、他人の所有している農地を買つたり、借りて家を建てる場合は農地法5条の許可が必要です。許可を受ける対象が農地であるかどうかは土地台帳法上の地目

農地相談室

が田畑など農地であるかどうかによるのではなく、現況が農地であるかどうかによつて決めます。したがつて、質問の甲が買った1畝歩は台帳地目が宅地であつても3畝歩の畑と一緒に農地として用いているので、畑として農地法の許可を受けなければ家をたてるこ

とはできません。農地法4条及び5条の規定による許可をうける場合には、隣接地主の承諾書を添附する必要は必ずしもありませんが、許可申請書に『転用することによつて付近の土地、作物、家畜等の被害の防除施設の概要』を記載することになっているので、許可すべきかどうか決める場合には付近に及ぼすおそれのある被害並びにその対策措置の検討を行ないます。したがつて、家の前にあまりに近く家をたてられると、作物や収かく物の乾燥などに大きな支障が予想されれば当事者間で話合つて解決をはかり、話がつかなければその旨を農業委員会に相談して、公正な判断を受けるのがいいでしょう。

【農業委員会】

今年は無火災県民運動の指定村

- ▷ストーブ・風呂などの煙突はつねに点検。
- ▷冬閉いは避難口を2カ所以上設ける。また雪消えと同時になるべく早く取除くこと。
- ▷水路にはいつも水が流れているよう地域民全員の協力。



知事夫人招いて
婦人講演会

婦人像」、嶋田氏は「秋田県農業の動向と婦人の役割」という題でそれぞれうん蓄を傾けられ、午後からは質問形式で座談会が設けられたがたまたま歌声の話題に入るや有志が得意

村公民館と婦人会共催で2月27日役場で婦人講演会が開かれた講師は小畑ヨシ子氏（県知事夫人）と嶋田安雄氏（県農林技監）の2人で、小畑氏は「新しい

のノドを披露するなど、有意義でしかも和やかな一日をおくつた。

【写真は講演する小畑ヨシ子氏】



酪農の勉強も

若者には負けないぞ

36年7月から北海道野幌酪農高校の通信教育が行われているが、この面接授業が3月7日開かれたときのもよう。何も酪農高校の勉強は若者にはかぎらんと、老人も婦人た

ちも目だつて多く受講していたが、本村酪農の成功のカギは案外こんなところにあつたのかもしれない。

公民館の分館廃止

4月から新機構で運営

村公民館では新年度から分館を全廃し、本館直轄で事業を行うことになった。

これは去る2月19日、教育委員・公民館役職員・各団体長ら関係者の間で公民館組織について協議会がもたれ、この方針が決つたもので、これまで公民館活動は分館事業に重点がおかれていたがこの地域活動を一步進めて村全体の総合的な活動と、事業の重点化をはかつていこうとするものである。なお、この公民館の新しい組織にもとづく運営・活動要綱は4月に発表される予定。

優良赤ちやんを表彰

春・秋季の10名

ことしも赤ちやんコンクールに入賞したニコニコ・マルマルの子宝10人が1月29日役場で表彰された受賞者は次のとおりで、うち河本厚徳・大場一彦の2人は本荘保健所管内の優良児に選ばれた。なおこれと同時に、高橋さよさん

(館西)は9カ月で生れた弱い赤ちやんの育児を担当して順調に育てられたとして努力賞を贈られた

【春季】 河本厚徳(老方・正徳長男) 伊東隆子(蔵・明二女) 高橋まゆ子 久保・時郎長女 長谷山恵子(石高・光長女)

【秋季】 大庭一彦(舟木・清輝長

男) 佐々木善永(大琴・善一郎長男) 高橋則子(館合新田・忠一長女) 畑山礼子(同・一郎長女) 高橋賢(舟木・一成男)

【写真は赤ちやんの表彰式】



保険料納付・免除滞納

年金支給のときにもつ意味

国民年金保険料を納めているという、あるいは保険料免除になっているということは、実際に、どんな意味をもつのだろうか。新沢のSさんは昨年来ある病いに侵され医者通いをしておりました一家の働き手であるSさんの長患いが家族に与えた経済的な打撃は

大きかつたのです。

しかしSさんは国民年金の保険料はどうかして納めたいと思い36年度分だけは納め続けたのでした。が、どうも病状は一向によくならずその医療費もかさむ一方なのでSさんは保険料の免除を願う決心をし役場で申請書をつくってもら

いました。その結果37年度の4月から1年間免除が認められました11月に入るとSさんの病気は急に悪化し25日死亡しましたあとには妻のTさんと小学校に通う3人の子が残されました。

① 夫の死亡した前日においてその月の月前のいちばん近い基準月まで引き続いて一年間保険料が納まつていれば拠出年金(母子)が支給される。

② 前記の引き続く一年間の中に免除の月が含まれていれば拠出年

□□□□□□□

山の作業手募集

村では直営林の造林事業をすすめるため、次によつて作業手を募集している。

(募集人員) 10名

(応募資格) 身体強健な男子

(採用期間) 38年4月15日より12月25日まで

(給与・他) >500~550円の日給一月払い

>失業保険法を適用

(応募手続) >願書=様式自由=1通を提出する

願書提出3月末日まで

(選考方法) 本人に文書で通知する

盛りあがる力を見よ

共 同 行



金は支給されず、福祉年金(母子)の支給となる。

③ 前記の引き続く1年間の中に滞納の月が含まれていると拠出年金、福祉年金のいずれも支給されない。従つて妻Tさんは②に該当し母子福祉年金21,600円支給となります。

ちなみに拠出制母子年金では子が18歳に達するまで19,200円の基本額に2人目の子から1人につき4,800円ずつ加算して支給される。所得制限等による支給制度がないまた母子福祉年金では子が15歳に達するまで12,000円の基本額に前の加算額がつき支給される。母の所得が年間15万円未満であること等制限がある。

19~20日・農業振興講習会

県農業会議及び村主催の農業振興講習会が役場で次の日程、内容で行われる。

△3月19日・午後1時、今後の農業政策(県企画課) 伊藤隆敏氏

△3月20日・午前10時、①家畜の飼育管理(畜産普及課) 藤本義一氏 ②最近の農業金融(農政課) 辻静夫氏

毎月第1日曜日を村の休日!!

全村統一して実行呼びかけ

こんど村で毎月の第1日曜日を村の統一した休日として、全村への普及をはかつていくことになった。

これは去る2月12日、村主催による婦人、青年団体幹部懇談会においてこの問題がとり上げられ、各団体でもこれまでしばしば話し合いが行われたが、家族はもちろん、地域全体の理解と協力が無い限り実行に移すことが出来ず、また二、三の部落でも申し合せて休日を設けたが他部落との関連から長続きしなかった、などという実情がうったえられた。

したがってこの際、村で統一した休日を設け、これを実行していくよう全村民に呼びかけてい

くことになったもので、また、現在は旧暦観念などほとんどなくなっているし、毎週日曜日を休みとするのが理想であるが、現状ではまだまだ問題があるとして、確実に実行できるよう月いち日をとり上げることになり第1日曜日をこれにあてることになったものである。

この休日は農家はもちろん、商店、事業所などにも協力を求めて歩調をそろえ、文字どおり村全体の休日にしたい考えで近く話し合いが行われることになっている。

各団体や家族でもこれまで以上話し合いを行い明るい生活のため「休日」のもつ意義を再認識され実行されるよう望んでいる

農家と関係のない カレンダーの日曜

カレンダーには日曜を示す赤い数字がなっている……

この日曜日は一体農家の人々とどれだけの関係があるだろうか。

「今日は日曜日だから農協や役場にいつでも用事をはたせない」「子供たちの学校がやすみ」といった程度のものでないだろうか。

——農家にも休日がほしい、こんな声が大きくなってきたことは事実である。またこれが実行に移されているところも次第に多くなっている。

毎日働きづくめでは疲労と病気の

自然の背影のもとに経営規模と労働力、そして経営状態にも問題が関連してくる。また酪農などをはじめ次第に経営が多角化して労働量もそれだけ多く要求されてきつつある。

今の農家の仕事は合理的に切り替えるとこれまでの3分の1の量ですむといわれるが、しかし実際にはなかなか難しい。

隣りで働くから家 でもという考え方

一般に農家では今日は仕事が休みというのは外の仕事を休むことの

村の休日

再生産につながるいとなみ

地域・家族の理解と協力が必要

休月問題を考えていく資料にするため、広報45号に特集した記事を次に再録した。

これは農家を主体にしているが、休日の考え方は共通していると思われるのでそのままにしておいた。(係)

意味で、ことに婦人たちにとっては家の中の仕事、身のまわりのこととなかなかもつて「仕事」というものの限界を求めることさえ難しいといえる。

それに従来から「休みの日」とされてきた祭日や節句などと、どのように関係づけていくかという問題もある。

また隣りも働いているからうちでも……という考え方、「ヨメの立場にたつ人たちが「本を読むと家人の目が光る」とか「家にいると息苦しいから遅くまで、あるいは休みなく働らく」といった家族関係のあり方など内面的な問題もあることが予想される。

前むきの姿勢で現実 の生活をたかめよう

こうした問題から農家の休日はあるいは理想でしかないのだろうか。私たちはそれをただの理想として現実の問題から否定し不可能視する後むきの姿勢からそれにむかつて現実の生活をたかめていく工夫と努力が必要なのではないだろうか。

「百姓は貧乏なもの一根かがり働かなければならないもの」という根強い生活感情からぬけきることが第一に必要なのである。

休日にも必要な 共同性

この休日を取り上げていく場合の大事な条件は人々の「共同性」ということである。

経営の合理化、衣食住で代表される生活改善、人と人との関係の改善などどれ一つをとって考えても個人の力で解決できるものは少ない。個人であるいは個々の家庭でこれらを取り上げてもおのずとそこには限度があり、むしろいろいろな問題に押しつぶされてしまう危険が付きまとう。

どうしても部落あるいは地域、団体などでそれぞれの事情にもとづき共同の力で解決し実行に移していくという方向に力点をおかなければならない。

何ごとも社会の共同性が必要である今日、この「休日」を考えていく場合にはなおさらそれが必要であると思われる。

人間らしく生きたい 願望につがる休日

ともあれ休日の問題は毎日埋れている仕事から解放され、健康の保持ということを第一義に、さらに生活をたかめ、自分の教養をかためていく手段として考えていきたい。

「人間らしく生きたい」という願いは共通した願いである。疲れたから休む休日ではなく、明日のための休日でありたい。

農村文化は「再生産につながるいとなみ」であるとすれば、さしずめこの休日の問題は文化的な生活につながるもつとも身近な問題であり大事なものとして考えていきたいものである。

そして自分たちのこれまでの生活や仕事に対する考え方をあらためてみつめなおし、経営の合理化の工夫とこれに応じた労働力の配分計画、地域や部落の共同化などを真けんになつて進めもつと時間を生みだし、ゆとりのもつた生活にふみきつていかなければならないそれと同時に家庭生活の合理化と計画化、何よりも家族の間の温かい理解と協力も必要である。

こうしてこれまでの休みの日などにも検討を加え、年間を通じた合理的な休息の日として休日設けていきたいものである。